

新司法修習の現状と課題－導入的教育を中心に

藤 田 尚 子

- I 司法修習の概況
 - 1 現行型司法修習
 - 2 新司法修習
 - II 実務修習に先立つ導入的教育について
 - 1 いわゆる「導入研修」の実施（新60期）
 - 2 最高裁司法修習委員会での議論状況と「導入研修」の廃止
 - 3 「導入研修」廃止に対する弁護士会の取り組み
 - 4 法科大学院において行われるべき導入的教育の内容
 - 5 実務修習開始前の導入的教育に対する修習生の意識
 - 6 今後について
 - III 選択型実務修習
 - 1 理念
 - 2 弁護士会が提供する個別修習プログラムの概要
 - 3 選択型実務修習に対する修習生の意識、感想（アンケート結果）
 - 4 選択型実務修習の課題
 - IV 給費制の維持
- 別表1

2006（平成18）年11月に始まった新司法修習制度も、既に4年目を迎えている。そこで、現行型司法修習と新司法修習の2つの制度が併存する移行期の概況を報告するとともに、新司法修習制度が抱える主な課題について（とりわけ導入的教育の問題を中心に）概観する。

I 司法修習の概況

1 現行型司法修習

2006（平成18）年4月に始まった第60期の司法修習以降、従来型の修習は、「現行型司法修習」として「新司法修習」と併存しつつ、採用人数を減らし、2011年（平成23年）に開始される第65期（及び第66期¹⁾をもって終了することが予定されている。なお、以下においては、現行型司法修習第○期を「現行○期」、新司法修習第○期を「新○期」、司法修習生を「修習生」と略称する。

現行60期以降、司法研修所における前期修習及び後期修習は、それぞれ3か月から2か月に短縮され、修習期間は、分野別実務修習1年（民裁、刑裁、検察、弁護それぞれ3か月）と併せて、合計1年4か月となっている。

各期における採用人数は、現行60期が1457人、現行61期が571人、現行62期が264人、現行63期が170人と減少している。

2 新司法修習

(1) 新60期

新司法修習第1期である新60期は、2006年（平成18年）11月に991人が採用され、16の実務庁に配属された。

1 現行66期は、2010年実施の現行型司法試験の口述試験で不合格となり、再度の口述試験で合格した者を対象とする。従来、口述試験不合格者は、1年後の口述試験を再受験していた（そのため、合格者より修習期が1年後になる）が、2010年に実施される最後の現行型司法試験に限り、口述試験不合格者の再試験を繰り上げて約半年後に実施し、同年の口述試験合格者（現行65期）と一緒に修習を実施することが予定されている。

新60期では、司法修習の冒頭に、約1か月間、司法研修所における「導入研修」が行われ、その後、配属先実務庁会における約7か月間の分野別実務修習と2か月間の選択型実務修習を経て、司法研修所における2か月間の集合修習が実施された後、考試（二回試験）が実施された。

この考試の受験者は、現行60期その他の再受験を含め1055人であったが、そのうち、新60期修習生の受験者は986人であり、うち合格者は927人（94.0%）、不合格者は59人（6.0%）であった。

（2）新61期

新司法修習第2期目となる新61期は、2007年（平成19年）11月に1812人が採用され、39の実務庁（千葉、茨城、山梨、滋賀、岐阜、富山、岡山、大分、福島、函館、愛媛以外の実務庁）に配属された。

前記のとおり、新60期では、司法修習の冒頭に1か月間の「導入研修」が行われたが、新61期からは廃止され（この点は後述する）、司法修習は、実務庁会における分野別実務修習から開始されることとなった。8か月間の分野別実務修習の後は、東京・さいたま・大阪に配属された修習生（「A班」と、それ以外の実務庁に配属された修習生（「B班」と）で修習の順序が異なり、A班は、司法研修所での集合修習（2か月間）の後に実務庁での選択型実務修習（2か月間）の順に、B班はその逆で、実務庁での選択型実務修習（2か月間）の後に司法研修所での集合修習（2か月間）の順に、それぞれ修習が実施され、その後一斉に考試が実施された。

この考試の受験者は、現行61期その他の再受験を含め1844人であったが、そのうち、新61期修習生の受験者は1811人であり、うち合格者は1710人（94.4%）、

不合格者は101人（5.6%）であった。

（3）新62期

新司法修習第3期目となる新62期は、2008年（平成20年）11月に2044人が採用され、46の実務庁（岐阜、大分、福島、函館以外の実務庁）に配属された。

新62期は、新61期と同様、配属先実務庁会における8か月間の分野別実務修習の後に、A班（東京・横浜・さいたま・大阪・京都・神戸に配属された修習生）とB班（それ以外実務庁に配属された修習生）に分かれ、集合修習と選択型実務修習が交互に実施され、その後一斉に考試が実施された。

この考試の受験者は、現行62期その他の再受験を含め2067人であったが、そのうち、新62期修習生の受験者は2044人であり、うち合格者は1974人（96.6%）、不合格者は70人（3.4%）であった。

（4）新63期

新司法修習第4期目となる新63期は、2009年（平成21年）11月に2021人が採用され、全国50の実務庁に東京立川支部を加えた51の実務庁に配属され、現在修習中である。新63期も、新61期及び新62期と同様、A班（東京・立川・横浜・埼玉・千葉・大阪・京都・神戸・奈良・大津に配属された修習生）とB班（それ以外の実務庁に配属された修習生）に分かれ、集合修習と選択型実務修習が交互に実施される予定である。

なお、修習生の採用人数については、新制度導入後漸次増加することが見込まれていたが²、実際の採用人数は、60期の2448人（現行と新の合計）をピークに、2383人（61期）、2308人（62期）、2171人（63期）と減少している。

2 内閣司法制度改革審議会より2001年（平成13年）6月12日に出された意見書（「改革審意見書」）では、「平成22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指すべき」とされていた。

II 実務修習に先立つ導入的教育について

1 いわゆる「導入研修」の実施（新60期）

新司法修習制度における司法研修所での集合修習（従前の前期修習）と法科大学院における実務導入教育の役割分担の在り方について、2001年（平成13年）6月12日付司法制度改革審議会意見書（以下「改革審意見書」という。）では、「今後、法科大学院の制度が整備され、定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい」とされた。

その後、この点について最高裁司法修習委員会で議論がなされ、2004年（平成16年）7月2日に出された「議論の取りまとめ」では、「現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし、新司法修習は実務修習から開始」としつつ、「法科大学院設立当初は、いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので、当面、司法修習の1年間の課程の冒頭に、法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当である」とされた。導入教育の期間については、「法科大学院の実務導入教育の実施状況や成果にもよるが、実務修習への導入として最低限必要な内容に絞り、教育方法を工夫することによって、差し当たり1か月程度とし、状況を見ながら期間、内容等を調整するのが適当である」とされた。

これを受け、新司法修習第1期生となる新60期においては、修習開始後4週間、司法研修所において、統一的な実務導入教育が実施された（いわゆる「導入研修」。司法研修所の5教官室が、それぞれ12コマずつ、講義や起案、演習、問題研究等を実施した）。

2 最高裁司法修習委員会での議論状況と「導入研修」の廃止

ところで、前記「議論のとりまとめ」に先立つ2004年（平成16年）5月14日開

催の最高裁司法修習委員会（第7回）においては、委員から、「法科大学院も当分試行錯誤的な期間が続くので、しばらくは司法研修所の導入研修を続け、法科大学院にいろいろ投げかけてほしい」、「実務修習への導入として最低限必要な教育の具体的な内容が明確になり、法科大学院がその『最低限必要』な部分を確実に教えるようになれば、導入教育の必要性は自然に解消される」、「前期修習では要件事実や事実認定の基本を繰り返し教えており、法科大学院でこれに代わる教育が行われるまでは、いきなり実務修習から開始されても実務庁が困る」等の意見が出されており、法科大学院における実務導入教育の成熟度が確認されるまでには一定の年月を要することを前提に、その間は司法研修所で導入研修を続ける必要があることが共通の認識となっていた。

ところが、法科大学院の状況に大きな変化もなく（少なくともそのことが検証されず）、新60期の導入研修も未だ実施されていない2007年（平成19年）11月9日の最高裁司法修習委員会（第11回）で、新61期以降、司法研修所での導入研修を廃止し、「集合形式での実施に代えて」、実務修習地に教官が出張して講義を行う形で実施することが明らかにされた。委員からは、「導入的教育を冒頭に約1か月間置くことにしたのは、法科大学院における実務教育の導入部分の教育が成熟するまでの間、それを補完するためだったはずだが、まだそれが検証されていない」「認証評価でも、実務教育の導入部分についての教育が相当程度きちんと行われている法科大学院もあるが、かなり問題だと感じる法科大学院もあり、その実態は、数年では変わらないだろう」、「法科大学院の実務教育の導入部分のばらつきが、将来的に一致して導入研修を早期になくせるような方向にまとまっていくかということ、そう楽観的ではないだろう」など、この時点で導入研修を廃止することに

消極的な意見も出されたが、「法科大学院で実務への導入教育をすることで制度設計されており、本来は導入研修は要らないはず」との制度論と、「司法研修所教官と配属庁会の連携をより強化する」というメリットが強調され、司法研修所での導入研修に代えて出張講義を行うことが了承された³。この委員会では、出張講義の具体的な内容や期間は明らかにされなかったが、新60期で行う1か月の導入研修をコンパクトにして実務修習地で行うようなイメージの説明がなされていた。

しかし、その後、2007年（平成19年）6月18日の最高裁司法修習委員会幹事会で、出張講義の内容が、各教官室とも修習生に事前（修習開始前）に1つの課題を与え、これを添削したうえで、与えた課題について僅か2時間程度講義（講評）をするだけであることが明らかとなった。また、時期も、司法修習の冒頭ではなく、第1クールの中程に行われることがわかり、新61期修習生に対しては、いきなり実務修習が開始されることが明らかになった。

上記の経過のとおり、導入研修を廃止し、これに「代わる」出張講義を行うことの是非については、最高裁司法修習委員会の幹事会では議論がなされたものの、委員会では実質的な議論はされず（出張講義の内容等が曖昧なまま議論された2006年11月9日の第11回委員会の後、新61期修習開始後の2008年3月6日の第12回まで、委員会が開催されなかった）、法科大学院における導入的教育の内容やレベルの検証も、新60期の導入研修の効果の確認もなされないまま、導入研修は新60期限りで廃止された。

3 「導入研修」廃止に対する弁護士会の取り組み

（1） 弁護士会による「冒頭修習」（合同修習）の実施

日弁連司法修習委員会は、法科大学院における実務導入教育の成果が十分に検証されず、ばらつきも指摘される中で、導入研修が廃止された事態を重く受け止め、新61期修習生を受け入れる全国の弁護士会に対し、弁護実務修習の冒頭に、合同修習として、実務修習に入るうえで最低限必要な導入的教育（いわゆる「冒頭修習」）を実施するよう呼びかけるとともに、冒頭修習用の教材を作成し、各弁護士会に配付した（教材の内容は後記のとおり）。教材には、弁護士会で講義を行う担当者の負担を軽減するため、詳細な解説と参考解答を添え、刑事弁護教材については講義用のパワーポイントデータも提供した。結果として、新61期を受け入れた41の弁護士会のうち、37の弁護士会が、民事では訴状や民事保全申立書の起案等、刑事では講義用DVDを使用した刑事手続全般に関する講義や模擬接見等を内容とする冒頭修習を実施した。

新62期及び63期においても、司法研修所における導入研修は復活されず、一方で、法科大学院の状況に目覚ましい変化もない状況から、日弁連司法修習委員会は、引き続き、各弁護士会に対して冒頭修習の実施を呼びかけるとともに、教材を提供した。新62期においては、受入先となった48の弁護士会のうち、香川県及び愛媛弁護士会以外の46の弁護士会が冒頭修習を実施した⁴。新63期の実施状況については現在調査中である。

冒頭修習については、日弁連の教材を活用し、あるいは独自に教材を作成するなどして、

3 この委員会で、当時の司法研修所所長は、司法研修所での導入研修廃止の理由について、「最初の年は様子を見るということで最初に1か月ほど司法研修所で修習することにしたが、それがどこまで効果があるか、実務修習期間を削ってまで行う必要があるのかという点で、折衷的に考えたのが、今回の、最初に実務修習地へ教官を派遣するというものである」と述べているが、新60期の導入研修が「最初の年は様子を見る」という位置づけで始められたものではなかったことは前記の議論状況から明らかであるし、この議論の時点では、いまだ新60期の導入研修は実施されておらず、導入研修の効果は何ら実証されていなかった。

	民事弁護教材	刑事弁護教材
新61期 (2007年)	民事保全申立起案用 (準消費貸借契約に基づく貸金返還請求、 保証債務履行請求)	①講義用DVD (新人弁護士が当番弁護で傷害事件の被 疑者から依頼を受け、無罪を勝ち取るまで の弁護活動をドラマ仕立てにしたもの。司 法研修所作成で、法科大学院にも提供され ている) ②模擬接見用 (公務執行妨害の事案) ③弁護方針・証拠意見演習用 ④弁論要旨起案用 (③④共通、窃盗・有印私文書偽造・同行 使・詐欺の事案。後に真犯人が現れて無罪 となった実事例がモデル)
新62期 (2008年)	訴状起案用 事案は新61期用と同じ 反対当事者の言い分を付加	①準抗告申立書起案用 (恐喝の事案) ②弁護方針・証拠方針演習用 ③弁論要旨起案用 (②③共通、暴行の事案)
新63期 (2009年)	訴状起案用／答弁書起案用 (建物明渡し) 両当事者の言い分に、関係者の言い分を 加えて、模擬裁判用教材としても利用でき るようにした	①準抗告申立書起案用 ②保釈請求書起案用 ③証拠開示演習用 ④証拠意見演習用 (①～④共通、暴行の事案)

弁護士会の実情に応じて行われているが、小規模弁護士会からは、人材不足で実施の負担が重すぎるため、日弁連主体や弁連単位での実施を望む声も上がっている。また、短期間の冒頭修習の効果に対する疑問から、冒頭修習は実施しない方針の弁護士会もあり、全弁護士会が実施する状況には至っていない。

(2) 弁護士会による「事前研修」の実施
上記(1)の「冒頭修習」は、あくまで修習の一環であり、各弁護士会の司法修習委員会が主体となって行われたが、これとは別に、大阪弁護士会や愛知県弁護士会（及び中部弁護士連合会）では、法科大学院関係委員会が中心となり、2007年の新司法試験合格者を対象に（修習配属地は問わない）、合格発表後から司法修習開始までの期間を利用して、弁護実務の基礎的な講義や起案等を行う「事前

研修」を実施した。いずれも、2007年10月下旬～11月上旬に、大阪は民事弁護・刑事弁護各2日の計4日、愛知は民事弁護・刑事弁護各1日の計2日のスケジュールで実施された。任意参加の企画であるにもかかわらず、大阪では約300名、愛知では約90名もの合格者が受講したが、いずれも受講者からは非常に好評であり、更に充実した（時間をかけた）研修を望む声も少なくなかった。大阪及び愛知県弁護士会は、2008年度以降も同様に事前研修を実施しており、いずれも初回を上回る多数の修習予定者が受講した。

(3) 日弁連による「事前研修」の実施
このような動きを背景に、日弁連は、最高裁判所、法務省及び法科大学院協会の協力を得て⁵、2009年（平成21年）度司法試験合格者（新63期司法修習予定者）を対象に、司法修習開始前に司法修習の全体像を紹介す

4 一部の弁護士会は、修習の冒頭ではなく、修習開始直前に実施し、名称を「冒頭修習」ではなく「事前修習」等とするものもあった（但し、あくまで修習の一環として行われている点で、(2)の事前研修とは位置づけが異なるものと思われる）。また、修習の冒頭ではなく、修習開始後間もない時期に、通常の合同修習として、導入的教育を実施した弁護士会もあった。

るとともに実務修習に向けた導入的な教育を行い（これは法科大学院教育の成果を再確認させることでもある）、スムーズに実務修習に入ることができるよう、全国規模での「事前研修」を実施した。

具体的には、新63期司法修生採用内定後の2009年（平成21年）10月19日より、日弁連のeラーニングシステムを用いて民事弁護及び刑事弁護に関する基礎的な講義を配信し（受講者は、いつでも、自宅のパソコンから視聴することができる）、事前課題を与えて電子データで起案を提出させたうえ、同年11月19日及び20日の2日間に渡り、民事裁判、刑事裁判、検察及び弁護修習についてのガイダンス的講義と、民事弁護及び刑事弁護の事前課題についての講評を実施し、併せて就職（将来のキャリアアップ）に関する講義を含む全体ガイダンスを実施した⁶。この2日間の講義については、弁護士会館クレオのほか、全国51箇所にて会場を設け（法科大学院1箇所、弁護士会館50箇所）、クレオでの講義を全国の会場に日弁連のテレビ電話会議システムを利用してストリーミング配信し、受講者は自由に会場を選択できることとした。また、当日来場できなかつた者のために、両日の講義の映像を、その後eラーニングでも配信した。

最終的な受講申込者数は1516人（新63期修習生2021人の約75%）に上り、うち約1000人が上記各会場で講義を受講

した。

4 法科大学院において行われるべき導入的教育の内容

（1）法科大学院側と司法修習側の認識の違い

導入研修廃止後、弁護士会は、法科大学院における実務導入教育が成熟するまでの、いわばやむを得ない措置として、上記のような取り組みを行ってきた。その間、冒頭修習等を実施する弁護士会の修習指導担当者からは、このような教育は本来法科大学院で行われるべきであるという批判がなされてきた。このような修習側の認識の背景には、2001年の「改革審意見書」以来、法科大学院教育の内容や新司法修習の在り方について議論がなされ、従前の前期修習相当（同程度）の教育は、法科大学院で行われるべきことが確認されてきた経緯がある。

すなわち、改革審意見書では、「法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」とされ、新司法修習については、「修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置づけ、修習内容を適切に工夫し

5 この事前研修は、日弁連が2009年（平成21年）1月16日に出した「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」において、改善が必要な事項の1つとして掲げた「各法科大学院と法曹三者の連携の下、新司法試験終了後、分野別実務修習開始までの間に、必要な実務導入教育を実施すること」を具体化する試みでもあった。日弁連としては、事前研修を「各法科大学院と法曹三者の連携の下」に行うべく、最高裁判所、法務省及び法科大学院教会に共催を呼びかけたが、裁判所及び検察庁からは、法科大学院教育と司法修習という制度の枠外で導入的な教育を行う必要性について賛同が得られなかった。結局、共催には至らなかったが、最高裁判所及び法務省には、裁判及び検察修習に向けた一般的なガイダンス的講義（実質的な実務導入教育に踏み込まないもの）の実施とそのための講師派遣、並びに司法研修所作成のガイダンスDVDの提供について御協力をいただき、法科大学院協会には、修習予定者への案内と会場の提供について御協力をいただくことができたことから、上記内容での事前研修が実現したものである。

6 民事・刑事とも、裁判修習に関する講義は元司法研修所裁判教官である裁判官が、弁護修習に関する講義・講評は元司法研修所弁護教官である弁護士が担当され、検察修習に関する講義は元法務総合研究所教官である検察官が担当された。また、全体ガイダンスの就職に関する講義は、法テラススタッフ弁護士、任期付公務員として金融庁に出向中の弁護士及び国際機関の職員が、それぞれ担当された。

て実施すべきである」としたうえ、「司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され、定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい」とされていた。

その後、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会や中央教育審議会大学分科会法科大学院部会等において、法科大学院の教育内容・方法や新司法修習の在り方について議論がなされ、それらの議論状況を踏まえつつ、最高裁司法修習委員会において、新司法修習の基本方針等について議論がなされた。

この議論を取り纏めたものとして、2004年に最高裁司法修習委員会から前記「議論のとりまとめ」が出されたが、ここにおいて、「現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねる」とこととされていたことから⁷、実際に修習生を受け入れて実務修習の指導をする弁護士会や弁護士の多くは、法科大学院において、前期修習と同程度の（前期修習と「同内容」ではないにせよ、前期修習を経た者と同様、すぐに実務修習に出ても困らないだけの知識と技量を身につけられる程度の）

教育が行われるものと想定していた⁸。

ところが、2007年（平成19年）11月に新しい司法修習が始まると、修習側の想定と、現実に法科大学院で行われている導入的教育との間に乖離があることが浮かび上がり、また、法科大学院側からも、法科大学院で行われるべき導入的教育は、前期修習と同じではないことが強調されるようになった。修習側では、これから受け入れる修習生の能力について、「前期修習終了程度」という一つの目安を失ってしまい、修習生が、実務について一体何をどの程度学んできたのかわからないままに、実務修習を実施せざるをえなくなってしまった。

こうした実情から、「前期修習相当」という言葉をひとまず措いて、法科大学院において行われるべき実務導入教育は何かを明らかにすることにより、法科大学院と司法修習の役割分担を明確化する必要性が生じてきた。

（2）最高裁司法修習委員会の議論と法科大学院における訴訟実務の基礎の授業計画案

このような状況を背景に、2008年（平成20年）9月3日の第13回最高裁司法修

7 「議論のとりまとめ」では、法科大学院と司法修習の役割分担について、まず、法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力として

①法的問題解決の基準となるべき多様な法規範に関する体系的知識、理解

②具体的な問題に関連する事実関係を法的に整理し、当該問題について適正な解決の方法を探し出す技量、技能

の2つを挙げた上で、法曹教育の内容としては、

①をかん養するための法理論教育

②をかん養するための法律実務教育

が必要であるとし、

「実務を意識した①（法理論教育）と②（法律実務教育）の導入部分」

を法科大学院が担当することにより、理論と実務の架橋が図られるべきであるとした。そのように整理した上で、「法科大学院において実務導入教育が行われることを前提として、現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねることとし、新しい司法修習は実務修習から開始し、これを踏まえて集合修習を実施するのが適当である」としている。

8 これに先立つ2002年（平成14年）10月22日、日弁連は「法科大学院の教育内容・方法等に関する提言及び意見」を公表したが、ここでも、「法科大学院を中核とする新法曹養成制度は、より良質のかつ多様性のある法曹の養成を目的とする以上、輩出される法曹の総体としては、現在の法曹養成制度において養成される法曹の質より低下したものであってはならない。法科大学院修了者の想定すべき能力レベルについては、単に新司法試験合格レベルというようなものではなく、理念の異なる現行制度との単純比較は困難であるが、イメージ的には少なくとも現行司法研修所前期修習終了者と同程度の法律実務家としての基礎的な考え方及び技能を有していること」とされ（提言）、「法科大学院修了者には現行の司法研修所前期修習にあたる修習が行われない見通しである以上、訴訟実務については少なくとも前期修習終了者と同程度の法律実務家としての基礎的な考え方・技能を有することを要求すべきである」とされていた。

習委員会で、法科大学院教育と司法修習の具体的役割分担について議論がなされ、2009年（平成21年）3月5日の第14回同委員会では、法科大学院における「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」の、それぞれの教育の在り方についての見解と授業計画案（シラバスイメージ）が示された。

この委員会の議論では、新司法修習が従来の司法修習とは大きく異なるものであること、すなわち、従来の司法修習は、旧司法試験という「点」で選抜されたものを対象とし、法廷実務家を養成する過程と考えられていたのに対し、新司法修習はその指導理念や目標を全く異にするものであって、法律実務基礎科目の教育内容も、従来の司法修習における前期修習に求められていた内容とはおのずと異なるものになるはずであることや、養成過程が全く異なる以上、分野別実務修習の開始時点における標準的な司法修習生の資質や水準も従来とは異なるものであることが強調された⁹。

もともと、実際に示された授業計画案は、従来の前期修習と「全く異なる」ものではなく、法律文書（訴訟文書）の作成に関する教育が意識的に除外されている点や、当事者の視点が薄い点などを除けば、実質的にはかなり前期修習に近い内容になっていると思われる。また、前期修習との比較ではなくとも、法科大学院で行うべき実務導入教育として、弁護実務修習を担当する側からみても、さほど抵抗なく受け入れられる内容となっているように思われる。

（3） 司法研修所からの「弁護実務修習に対して望むこと」

司法研修所は、上記のとおり法科大学院における実務基礎科目に関して一定の見解を明らかにする一方、それに先立ち、新制度における実務修習の在り方についても一定の見解を示しており、弁護実務修習については、2008年（平成20年）11月12日、司法研修所事務局長より日弁連修習委員会に対し、弁護実務修習における指導についての民弁・刑弁各教官室からの要望事項をまとめた「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」という文書（以下「望むこと」という。）が交付された。

このうち、民事弁護の「望むこと」では、「新司法修習においては、修習期間が短縮され、前期修習が廃止されたが、実務法曹としての基礎的能力として習得が期待される質的水準は変わらない」ことが確認されながら、「従来の前期修習で行われていた訴状・答弁書の作成、法律相談の技法、民事保全、民事執行の基礎等に関する初歩的な教育は、集合修習では実施されなくなったことから、修習生が共通して修得すべき事項については、主に弁護実務修習の合同修習を通じて修得することが期待される」旨の要望が述べられた。また、刑事弁護の「望むこと」では、「弁護人の役割の重要性を理解させるために、個別修習において、少なくとも1回は接見交通等を含む起訴前弁護及び第一審公判手続における弁護活動（弁論要旨起案を含む）を司法修習生に経験させる必要がある」「本格的な否認事

9 「従来の司法修習は、…法廷実務家を養成する過程と考えられていたのに対し、新司法修習はその指導理念や目標を全く異にする」とされているが、新修習であっても、二回試験に合格すれば、あらゆる事件についての訴訟代理人や刑事弁護人となりうる資格が付与される点では、現行修習と何ら変わりはない。こうした資格を与える制度である以上、新修習においても「法廷実務家の養成」は、当然1つの目標とされていなければならないはずである。加えて、新しい養成制度のもとであっても、法廷実務中心の法曹となる者は少なくないはずであり（むしろ多数と言うべきではないか）、その者たちとすれば、修習において法廷実務の基礎をきっちりと訓練してもらえんことを期待している（していた）のではないだろうか。特に弁護士の場合、人数が増えれば所謂即独が増えるのも必然である以上、より一層修習時代に一定の訓練をしておく必要性は高いはずである。なお、新63期司法修習生採用予定者を対象に行ったアンケート（回答者数1528人）では、1450人（約95%）が将来の進路として弁護士を選択し、1335人（約92%）が「一般民事」を扱う事務所、745人（約51%）が「刑事弁護」を扱う事務所への就職を希望している。

件を素材とすることが難しい現状においては、各弁護士会において合同修習を実施し、個別修習の補完として、否認事件における弁護人としての主張立証の在り方を考え、基本的理解を深める機会を設けることが有益である」等の要望が述べられた。

もともと、これに対する弁護士会の反発は強く、「初歩的な教育は、本来法科大学院が行うべきであり、それが無理ならば司法研修所の前期修習（導入修習）を復活させるべき」との意見が大多数であった。また、小規模会からは、「マンパワー不足のため、現状でも会員の負担は甚大であり、合同修習での対応は困難」との意見が出され、大規模会からも、「修習生の増加から、指導担当が起訴前と起訴後両方の弁護活動を行うことは容易ではなく、個別修習での弁論要旨起案の指導は困難」等の意見が出された。とはいえ、「望むこと」が指摘するように、修習終了時に期待される質的水準は変わらない一方で、「口頭表現はある程度できて、文書で自己の考えを論理的に表現する能力に劣る者が散見される」現状がある以上、放置するわけにはいかないことから、合同修習を増やして民事の主張書面や刑事の弁論要旨を起案させたり、選択型実務修習で同様のプログラムを設ける等の対応を始めた弁護士会もあった。

（４） 共通的到達目標（コア・カリキュラム）策定の動き

このような司法修習側の動きと並行して、法科大学院側でも、法科大学院における教育内容を明確化・標準化し、その教育の質の保証を図るとともに、司法試験及び司法修習との有機的な連携を促進することを目的として、「共通的到達目標（コア・カリキュラム）」の策定作業が、文科省下の調査研究班によって進められていた。今般、ようやく第一次案が示されたが（２０１０年１月２６日公表）、「民

事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」のいずれも、概ね司法研修所の授業計画案の内容に添ったものとなっている。これに対しては、日弁連の法科大学院センターが中心となり、当事者の視点を明確化させるべきなど、実務導入教育としてより相応しい内容とするための意見の集約がなされているところである。

５ 実務修習開始前の導入的教育に対する修習生の意識

（１） 新６０期修習生に対するアンケート等
日弁連司法修習委員会が２００７年（平成１９年）８月に新６０期修習生を対象に行った「法科大学院教育と司法修習との連携についてのアンケート」¹⁰（新６０期修習生９９１人中、回答者４６７人、回答率４６％）では、４３３人（回答者の９４％）が、「導入研修は実務修習の役に立った」と答えている。

役に立ったと回答した者が選択した理由のうち、最も多いのが、「実務的な起案の仕方を初めて学んだ」（３１３人、回答者の６８％）であり、次いで、「自分に不足していることが分かった」（２９５人、同６４％）、「争いのある事実の証拠による認定を初めて学んだ」（２２９人、同５０％）、「実務修習に不可欠である」（２３１人、同４９％）、「記録の読み方を初めて学んだ」（１７８人、同３８％）となっている。一方、「導入研修が余り実務修習の役には立たなかった」と答えた２９人の理由を見ると、「実務修習で学べば十分である」（１３人）とか「法科大学院で学んだことと大きな相違はない」（３人）といった、導入研修の必要性自体を否定する理由を選んだ者は半数にも満たず、最も多かった理由は「期間が短くて消化不良である」（１８人）であり、「内容が高度すぎる」という回答もあった（３人）。

法科大学院教育については、何らかの起案

10 <http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/shushu.html>

を行う講座を受講した者は387人(85%)いたが、訴状は176人(38%)、答弁書は247人(53%)、準備書面は267人(57%)、弁論要旨は320人(69%)、保釈申立書は422人(90%)が、それぞれ1通も起案をしたことがないと回答した。模擬裁判については、民事・刑事ともに約53%が経験していた。法科大学院における実務導入教育については、「不足している」と回答した者が366人(79%)にも上り、「十分である」と回答した者は96人(21%)にとどまった。

なお、2007年(平成19年)9月26日に実施された地域別弁護修習連絡協議会では、新60期の修習生を担当した司法研修所弁護教官からも、「廃止で大丈夫なのかというのが率直な感想。出張講義で対応することになっているが、1日行って2時間講義をするだけなので実務修習への橋渡しをするものではない」(民弁教官)、「いきなり実務修習に出るとかなり問題がある。刑事事件が少ないし、否認事件もほとんどない」(刑弁教官)、「新61期が実務に役に立つ知識がないままに、知識もないという意識がないままに実務に行ってしまうことに不安がある」(民弁教官)など、導入研修の廃止を不安視する意見が述べられていた。

(2) 新61期修習生に対するアンケート (巻末資料9)

日弁連司法修習委員会が2008年(平成20年)10月～12月にかけて、新61期修習生を対象に行ったアンケート(新61期修習生1812人中、回答者305人、回答率16.8%)では、法科大学院での実務家教員の授業が修習で非常に役立ったという意見が多く見られる一方で、法科大学院によっては、要件事実や事実認定が不十分、書面作成の機会が不十分、修習のイメージが掴めなかった等、司法修習と連携した教育ができていないことを指摘する回答も見られた。また、

分野別弁護実務修習における合同修習については、多くの者が、前期修習がなくなったことを踏まえ、修習の冒頭に行う合同修習が必要と回答していた。

なお、法科大学院で起案を行う講座を受講した者は230人(回答者中76%)であり、訴状の起案を経験した者は160人(52%)で回答者の半数を超えるものの、答弁書(133人、44%)、準備書面(99人、32%)、弁論要旨(71人、23%)等、その他の起案経験者は、いずれも半数を下回っていた。模擬裁判の受講率は、民事弁護が52%、刑事弁護が49%であり、昨年のパーセンテージより僅かに減少していた。また、法科大学院における実務の導入的教育については、49%が「十分」としており、昨年よりも割合は高くなっているが、幅広い教養と人間性の修得や、基本法の知識理解の修得、臨床教育という他の3項目との比較では、最も低くなっている(他の項目は全て50%を超えている)。

(3) 新62期修習修了者に対するアンケート

日弁連司法修習委員会が、2009年(平成21年)12月以降、新62期の新規登録弁護士を対象に行っている「法曹養成制度改善のためのアンケート」では、現在回収済みの542人のうち、440人(81%)が、「新司法修習で前期修習がなくなり、いきなり実務修習が始まることで苦慮したことや不都合を感じたことがあった」と回答している。苦慮したことや不都合を感じた点としては、「書面の起案の仕方がわからなかった」(327人、全回答者中60%)、「それぞれの修習で何を見てくるべきかについて気付かないまま漫然と修習を受けてしまった」(231人、同43%)、「記録の読み方、見方がわからなかった」(221人、同41%)、「出身法科大学院では教わっていないことが、当然知っているべきことされていた」(183人、同3

4%)の順になっており、そのほか、「判事・検事の仕事や教育、必要とされる能力を事前に知ることが出来なかった」、「集合修習で初めて白表紙等の教科書に書いてあることの意味が分かった(理解が遅れた)」、「人間関係」といった回答もあった。

また、「実務修習開始前に、一定期間、司法研修所における統一的な修習を行うことについてどう思いますか」という質問に対しては、439人(81%)が「行うべき」と回答しており、「あってもなくてもよい」は70人(13%)、「行う必要はない」は26人(5%)に過ぎなかった¹¹。先の質問で「特に苦慮したことや不都合を感じたことはない」と回答した94名も、この質問に対しては、多く(68人)が「行うべき」と回答している。

(4) 新63期司法修習予定者に対するアンケート(巻末資料10)

日弁連は、新63期修習生採用予定者である事前研修の受講者に対し、申込時と事前研修実施後の2度に渡りアンケートを実施した。このうち、事後に実施したアンケート(受講申込者1516人中回答者358人、回答率23.6%)の結果によれば、事前研修を受講した目的については、「いきなり実務修習に入ることに不安があり、不安を解消したかった」が回答者全体の91%(326人)にも登り、次いで「修習についての知識を得たかった」が82%(293人)、「修習に望む姿勢や持つべき視点を教えてもらいたかった」が72%(259人)となっており、非常に多くの受講者が、これから始まる実務修習に対して「不安」を抱え、修習で必要な知識や持つべき視点等を教えてもらいたいと望んでいたことが窺われた。「法曹三者それぞれの話を聞きたかった」とした者も45%(162人)おり、法科大学院を出ていながら、法曹

三者から十分に話を聞く機会を持つことができなかった可能性のある者が半数近くもいることがわかった。最も多くの者が受講の目的とした「不安の解消」について、事前研修を受講したことによってその目的が解消されたとしたのは66%にとどまり、残り34%は、事前研修によっても不安は解消されなかったと回答した。

事前研修が有意義であったか否かについては、民事弁護、刑事弁護及び検察に関する講義については、「有意義であった」とするものが80%を上回っており、特に起案講評は、民事弁護が99%、刑事弁護が91%と高い割合を占めていた。これに対し、民事裁判・刑事裁判はともに80%を下回っており、就職関係の講義については半数近くが「有意義ではなかった」と回答した。

「有意義であった」と考える理由のうち、「修習や実務のイメージを掴むことができた」や「修習に臨む視点や着眼点を知ることができた」は、いずれの講義でも共通して挙げられていたが、「法科大学院で教わらなかった(経験しなかった)ことを教わることができた」「法科大学院で教わった(経験した)内容だったが、修習前の記憶喚起や頭の整理に役立った」「自分の実力や不足点を把握できた」といった理由は、民事弁護と刑事弁護の講義、とりわけ起案講評について、特に多く挙げられていた(例えば、「自分の実力や不足点を把握できた」は、民裁講義では75人だが、民弁起案講評は、その3倍以上の258人が理由として挙げている)。

逆に、「有意義でなかった」理由としては、「法科大学院で教わった事ばかりで得るものがなかった」「法科大学院教材や司法研修所の白表紙教材を読めばわかることばかりだった」を挙げた者は少数であり、多くは「その

11 「行う必要はない」と回答した26人の中には、弁護士会の冒頭修習があるため必要はない、と回答した者が含まれており、必ずしも導入的教育を不要とする者ばかりではないことが伺える。実際、26人中12人は、冒頭修習について「非常に役に立った」と回答している。

他」欄の回答にあるとおり、実務修習に向けた実質的な導入的教育を期待していたところ単なるガイダンスにとどまった（裁判所等のガイダンスは別途実務庁で実施されており、研修所のDVDもあって、話の内容が重複する）ことを理由としていた。就職に関する講義については、事前研修の一環として行うことへの疑問や、別の機会に同様の話を聞いたこと、特殊な進路過ぎて自身の参考にならなかったことなどを理由とするものが多かった。

ところで、今回の民弁起案・刑弁起案の課題は、共に、司法研修所の前期修習レベルの（しかも、民弁は前期でもかなり初歩的なレベルの）ものであり、本来であれば、法科大学院で教わっているべき内容であったと思われるが、民弁・刑弁の起案講評については、いずれも半数近い人が「法科大学院で教わらなかった（経験しなかった）ことを教わることができた」としており（民弁起案174人、刑弁起案160人）、「法科大学院で教わった内容だったが、修習前の記憶喚起や頭の整理に役立った」（民弁起案156人、刑弁起案108人）を上回っていた。また、「法科大学院で教わったことばかりで得るものがなかった」は民弁0人、刑弁11人、「法科大学院教材や司研の白表紙を読めば分かることばかりだった」は民弁1人、刑弁14人と、いずれも少数にとどまっていた。

事前課題の難易度については、約6割が「普通」とし、約3割が「やや難しい」と回答した。それぞれの起案（民事は訴状、刑事は準抗告申立書）について、法科大学院で同種の起案をしたことがあるかに対しては、書式に拘らないサマリー起案を含めても、民事では31%、刑事では61%の人が、起案経験なしとしていた。

6 今後について

- (1) 法科大学院修了後、実務修習開始前の導入的教育は必要か

ア 法科大学院教育は未だ成熟途上にあること

今後、法科大学院での教育内容が明確化され、共通的到達目標が定められることにより、法科大学院間での実務導入教育がある程度均一化され、法科大学院修了者のレベルもある程度一定に保たれることが期待される。

しかし、共通的到達目標が定められても、全ての法科大学院が直ちに適切な教育を実施できるようになるわけではない。現実として、どの法科大学院においても十分な水準の導入的教育が行われるようになるのは（そして、そのことが検証されるのは）、まだしばらく先のことであろう。それまでの間は、当初「導入研修」を必要とした状況が依然として続いているのであり、実務修習開始前の導入的教育の必要性は解消されていない。

イ 現状では法律文書作成等の初歩的教育が不十分であり、修習生に必要以上の苦労と不安を与えていること

先のアンケートの結果では、新60期で導入研修を有意義と感じた理由として最も多かったのは「実務的な起案の仕方を初めて学んだ」であり、一方、新62期で導入的教育がなかったために苦慮したこととして最も多かったのは「起案の仕方がわからなかった」こととなっている。

この点、法科大学院では基本的な法律文書を作成するうえで必要とされる基本的な能力は養成しているから、書かせることまでは必要ない（後は、実務修習で書式を見ながら書けば、書ける）、という趣旨のことがよく言われるが、書くための素地が備わっていることと、実際に書けることは違う。導入研修や弁護士会の冒頭修習、事前

研修等で、実際に法律文書を起案し、講評を受けたことで、「これまで法科大学院で様々な教わり頭に入っていた知識を、どう取り出して使うのが初めてわかった」（単に、書面の形式・書式を学んだ、ということではない）、といった声は多く耳にするところである。

確かに、法科大学院において、書面作成の基礎的な（潜在的な）能力が養成されていれば、実務修習で、数々の起案を経験するうちに、それなりに書面を書けるようになる者もいるかもしれない。しかし、司法研修所弁護教官と日弁連司法修習委員会正副委員長との意見交換の場などで耳にする教官の所感では、新修習生の多くは、集合修習の最初の起案はさんざんだが、その後1通、2通と起案をするうちに、飛躍的に出来がよくなる（「のびしろ」が大きい）、というものが多い。これは逆に言えば、実務修習においてそのような書面作成能力を伸ばすことはあまり期待できない、ということであり、修習生は、本来の（潜在的な）能力を出せないままに実務修習を終えてしまった、ということでもあろう。また、二回試験では、形式に従うかどうかは別として、準備書面や弁論要旨といった法律文書の起案をさせているのが現状である。修習生とすれば、法科大学院では起案の仕方を教わらず（繰り返すが、単に書面の形式を教わっていない、ということではない。これまで学んだ要件事実や事実認定の知識を、実践的に用いて説得的な書面を作成する方法論を教わっていない、ということである）、実務修習では手探りでいわば場当たりに起案をするだけで、自分の起案能力のレ

ベルも分からないために、修習期間を通じて、無用に二回試験への不安を募らせているのが現状ではないか。先にみた教官の所感のように、集合修習の段階で起案の書き方についての座学を受けることで、飛躍的に能力を伸ばす修習生が少なからず存在するというのであるから、むしろ実務修習開始前に同様の教育を行い、実践的に書面を作成する方法を教えることにより、実務修習での修習生の苦労や不安はかなり軽減され、より効果的に実務修習を行うことができるように思う。

なお、先の「望むこと」では、訴状や答弁書の作成等に関する初歩的な教育を、修習生が共通して修得すべき事項としつつ、これを司法修習の役割と位置づけたうえ、「集合修習が実施されなくなったことから、合同修習を通じて修得すべき」とされている。このような教育を修習生が共通して修得すべきであることに異論はないが、このような初歩的な教育は、本来、実務修習に入る前の導入部分として、法科大学院で行われるべきものではないか。また、仮に、これが修習側で担うべきこととしても（あるいは、理念的にはどうであれ、現実として、法科大学院ではそこまで担えないとしても）、「望むこと」が求めるように、これを分野別実務修習の合同修習で行うことが望ましいとは考えられない。弁護士会は、それぞれに人的・物的資源に大きな差があり、地方の小規模弁護士会では、修習生の受け入れ自体が会員の過負担になっている現状がある（本稿末別表1修習生1人あたりの弁護士数参照）。そうした状況下では、合同修習の実施自体が困難な場合もあり、実際に、合同修習を廃止し

た弁護士会も複数存在する。こうした初歩的な教育が、本来修習生が共通して修得すべき事項である以上、弁護士会が区々に行うのではなく、「導入研修」のように、司法研修所において統一的行うのが望ましい。

ウ 修習で持つべき視点がわからないまま漫然と修習を終える者が一定数存在すること

先に見た新6 2期修習終了者に対するアンケートでは、回答者の約半数が「それぞれの修習で何を見てくるべきかについて気付かないまま漫然と修習を受けてしまった」と回答し、新6 3期修習予定者に対する事前研修についてのアンケートでも、大半の者が、実務修習に対して「不安」を抱え、実務修習開始前に、修習で必要な知識や持つべき視点等を教えてもらいたいと望んでいる。

法科大学院には必ずしも法曹三者全ての教員がいるわけではないため、法曹三者それぞれの立場からの視点や考え方を習得することが困難であったり、それぞれの実務のイメージを持ちにくい場合があることが考えられる。そのため、実務修習に入る前に、法曹三者が講義等を行い、それぞれの修習の具体的なイメージを持たせよう。どのような視点で何をみてるべきなのか、修習の獲得目標を示すことは、短期間の実務修習をより効果的なものとするうえで有益と思われる。

エ 法科大学院修了から司法修習開始までの期間が長く、法科大学院での導入的教育の成果が減衰している可能性があること

法科大学院で一通りの導入的教育を

受けても、その後実務修習を受けるまでには長期間のブランクがあるし、法科大学院の後には難関の司法試験があり、試験勉強のために、法科大学院で学んだことを忘れてしまい、実務修習で対応できない、といった現実的な問題も、新修習生からは多く聞かれるところである。こうした実情からすれば、実務修習をより効果的に行うためには、実務修習開始間近に、一定の導入的教育を行い、法科大学院で学んだ教育の記憶喚起と成果の確認をさせることが有用である。

現状においては、以上のような必要性及びメリットがあることに鑑みれば、法科大学院修了後、実務修習開始前に、何らかの実務導入教育を行うべきである¹²。

もっとも、導入研修がなくなった新6 1期以降の修習生が、新6 0期修習生と比べて出来が悪いのか、といえ、そうではない評価が多く、二回試験の不合格率も、むしろ新6 0期が最も高く、その後の修習期の方が低くなっている（別表1）。このことからすれば、導入的教育がなくても最終的には育っている、という言い方ができるのかもしれないが、先に見た修習生の各種アンケート結果からすれば、それは修習生に必要以上の苦勞をさせた結果と思われる。短い期間でも、導入的教育が適切に行われれば、修習生が本来持つ力を実務修習で十分発揮できるようになるであろうし、そのことにより、一部に見られる新修習生に対する不当に低い評価も払拭できるのではないかと。

(2) 法科大学院修了後、実務修習開始前の導入的教育はどのように行うべきか

ア 司法研修所における導入研修の実施
導入的教育の方法としては、司法研修所において従前なされた「導入研

12 日弁連「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/090116.html>

修」のように、司法研修所の各教官室が、全修習生を対象として統一的な教育を行うのが最も合理的である。統一的な教育を行うことにより、法科大学院の教育のばらつきを是正し、全ての者が共通の初歩的教育を受けることができるし、全教官室が行うことで、修習生は法曹三者全ての仕事や修習のイメージを掴むことができるとともに、それぞれの立場で持つべき視点を学ぶことができる。また、研修所のクラス編成で行うことで、同期の繋がりを得られるほか、他者と比較しての自分のレベルを知ることができる。そのような環境で集中的に導入的な教育を行うことで、一定の緊張感も生まれ、修習生が実務修習により意欲的、主体的に臨むことが期待できる。また、基本的な法律文書作成の初歩的な教育を受けることで、修習生は実務修習で起案を与えられても、無用に悩んで苦勞することはなくなるであろうし、二回試験に向けたイメージを持つことができるようになり、必要以上の不安から二回試験にただ「怯える」という現状は、多少なりとも改善されるだろう。なお、導入研修を1か月行うことは、修習生に多くのメリットがあるだけでなく、裁判教官や検察教官にとっても、裁判官志望者や検察官志望者を早い段階から観察できる面で、大きなメリットがあるはずである。

この導入研修の1か月の期間は、分野別実務修習ではなく選択型実務修習の期間を1か月短縮して、これに充てることが考えられる。もともと選択型実務修習は、分野別修習の過不足を補うことを1つの目的としているが、導入研修で行う導入的教育は、分野別実務修習以前に補うべき不足部分と

いえ、これを行うことにより分野別修習の一層の充実を図るものであることからすれば、これに選択型実務修習の期間を充てることは、必ずしも選択型実務修習の制度趣旨に反するともいえないように思う。

導入研修を実施するうえで最も障害になるのは、修習生の人数が司法研修所の収容範囲を超えているという点であろう。しかし、法科大学院が制度創設時に期待された役割を果たせていない状態が続き、このために司法研修所において実務導入教育を補完する必要がある以上は、修習生の採用人数（司法試験合格者数）も、政策的に一定程度制限する必要があるのではないのだろうか。逆に、修習生の採用人数を制限をしないなら、その人数を受け入れてもなお最善の教育ができるような環境を整えるべきであり、司法研修所の容量を増やすことが検討されてしかるべきである（例えば、研修所のグラウンドにプレハブ校舎を増築する、大講堂や中講堂を取り壊して教室にする、中教室を利用するなど）。また、司法研修所では収容しきれないのであれば、導入研修や集合修習の期間のみ近隣の研修施設等を借りる（地方の修習生は寮に入寮させ、首都圏の修習生は通所とする）ことや、別の場所に新たに研修施設を設けることも、検討されてしかるべきである。

イ 司法研修所における弁護修習に限った導入研修の実施

上記のように、法曹三者すべての導入的教育が司法研修所において行われることが最も望ましいが、仮にそれが無理でも、少なくとも弁護修習に限定した導入研修が行われるべきである。すなわち、裁判所や検察庁は、現

状として、実務庁で導入的な合同修習を実施しているが、その際には、その組織力から、全国の実務庁でほぼ同様の教育を一様に行うことが可能かもしれない。しかし、弁護士会の場合、前記の通り、一律に一定の内容の合同修習を実施することは非常に困難な状況にある。従って、例えば、実務修習の冒頭2週間（民事・刑事各1週間）だけでも、司法研修所で弁護修習の導入研修を统一的に実施する必要性は極めて高い。このように弁護修習だけであっても、研修所でクラス単位で実施し、その後各地での実務修習を開始することにより、仲間との繋がりができることや、自分のレベルを知ること、後の集合修習のイメージを持ちやすいことなど、得るものは大きく、いきなり実務修習に入ることに比べ、十分に意義があると思われる。

弁護修習のための冒頭の2週間は、後の選択型実務修習の期間を2週間短縮することで対応することが考えられる。選択型実務修習は、分野別で裁判修習が民刑併せて4か月あるのに対して弁護修習が民刑混合で2か月しかないことを考慮し、弁護実務修習に比重を置いた制度とされ、それゆえにホームグラウンドの修習を必ず1週間設けることとされている。しかし、わずか1週間だけホームグラウンドにいたところで、充実した修習はほとんど期待できず、これが当初の目的どおり有効に機能しているかは疑問と言わざるを得ない。特に、集合修習

後に選択型実務修習があるA班の修習生では、ホームグラウンドが二回試験対策の自習の場と化している場合が少なくない。このように、1週間のホームグラウンドが必ずしも有効的に機能していない現状からすれば、その期間は、むしろ導入研修として、统一的に初歩的な教育を行うことに充てる方が、よほど効果的ではないだろうか。また、前記のとおり選択型実務修習が弁護修習に比重をおいたものとされた趣旨からすれば、さらに選択型実務修習を1週間短縮し、弁護修習の導入教育に充てることも、認められてしかるべきと考える。

この場合も司法研修所の収容能力については、上記アと同じ問題が残る。一部を司法研修所で行い、残りをクラス単位毎に地方の研修施設に集めて実施する等の方法も考えられる。

ウ 弁護士会の事前研修、冒頭修習の実施

司法研修所の導入研修が実施されない場合、引き続き、先に見た弁護士会の取り組みが不十分ながらも継続されることになろう。もっとも、修習生採用内定後、実務修習開始までの間、修習生採用予定者に対しては司法研修所の各教官室から事前課題（出張講義の課題）が出されているうえ、配属先の実務庁でのガイダンスや実務地への引越など、修習生採用予定者にとってはかなり忙しい時期であり、過大な負担をかけないよう配慮する必要がある¹³。例えば、日弁連の事前研修については、基本的にeラーニング

13 日弁連事前研修の事後アンケートでは、事前研修（ライブ講義）の実施時期について、半数以上の者が「適当ではない」と回答し、「司法試験合格発表後の出来るだけ早い時期（採用内定前）」や、「司法修習生採用内定後のできるだけ早い時期」等を実施すべきとの回答が多かった。

今回、実施時期が司法修習開始の1週間前であったことから、修習地への引越等の準備や、司法研修所の事前課題など、様々な負担を抱えた中で受講した受講生が多かったと見られ、ライブ講義実施後にeラーニングで配信したことに対しては、「配信するなら最初から告知すべき」との批判が多く寄せられた。また、内容的にも、特にガイダンス的な講義はeラーニングで十分との意見が多数であった。

で実施するものとしてライブ講義は実施せず、ガイダンスについては各地で実施されるガイダンスと調整する必要がある。

また、これまで、司法研修所の事前課題、弁護士会の冒頭修習（及び事前研修）、日弁連の事前研修は、それぞれ、別個に行われてきたが、今後は、ある程度連携を図りながら効果的に実施すべきであろう。例えば、日弁連の事前研修として、司法試験合格発表後などの早い時期から、eラーニングを利用して、以下のような講義を配信するとともに、その内容が、司法研修所の出張講義や弁護士会の冒頭修習の事前講義的な位置づけとなるように工夫することが考えられる。

民事…訴状・答弁書・準備書面など基本的な法律文書の作成、立証活動、事実認定、民事保全・執行等に関する講義等

刑事…刑事弁護人の役割、起訴前から公判段階までの各手続における弁護活動と必要な書面作成、証拠法則と事実認定等に関する講義等

また、日弁連の事前研修と、司法研修所の出張講義や冒頭修習の題材（素材）を共通化し、同一事案を用いることで、修習生や弁護士会の指導担当者の負担を軽減することも考えられる。

民事…事前研修では一方当事者の言い分から訴状を作成させ、冒頭修習では同一事案の他方当事者の言い分に基づき訴状や民事保全申立書を作成させる等

刑事…事前研修では起訴前弁護で勾留決定前の意見書（又は

準抗告申立書）を起案させ、冒頭修習では同一事案の弁論要旨を起案させる等

日弁連のeラーニングシステムは、受講者が自宅のパソコンからいつでもアクセスして利用できる点で、非常に便利であり、受講者にとっての負担も少ない。司法研修所の弁護教官室だけでなく、裁判・検察教官室にも、このシステムを利用していただき、それぞれの分野について、基本的な講義や、課題を与えた上での講評などを配信することができれば、実務修習はより実りのあるものになるのではないか。

エ 法科大学院・弁護士会・司法研修所の密な連携

プロセスとしての教育を標榜する以上、それぞれの養成課程で、実態としてどのような教育が行われているかを相互に把握し、その現実を踏まえて（理念だけを先行させるのではなく）、プロセス全体として最善の教育ができるように、それぞれの教育内容を見直していく必要があるだろう。前記のとおり、最高裁司法修習委員会では法科大学院の実務基礎教育についての「授業計画案」が出され、司法研修所から弁護士会には「望むこと」が出され、中教審では「共通的到達目標」が定められつつあるが、これらの内容が本当に適切であるのか、実際に1つの基準として機能しうるのか等については、今後の検証が必要であろう。

Ⅲ 選択型実務修習

1 理念

選択型実務修習は、分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、司法修習生各自が、主体的に選択、設計することにより、分野別

実務修習の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行ったりする課程とされ、制度的に弁護士実務に比重を置いたものとされている（前記「議論の取りまとめ」）。

選択型実務修習の期間は2か月とされ、新60期は、分野別実務修習終了後に実施されたが、新61期以降は、集合修習における司法研修所の収容人員の関係から、修習生をA班とB班に二分し、A班は集合修習を2か月経た後に選択型実務修習を2か月実施し、B班は逆に選択型実務修習2か月の後に集合修習2か月の順に実施している。

選択型実務修習には、「個別修習プログラム」（修習生が配属された修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会が提供するもので、当該配属修習地の修習生のみが修習できるもの）、「全国プログラム」（修習生が配属修習地にかかわらず修習できるもの）及び「自己開拓プログラム」（修習生が自ら修習先を開拓して設定するもの）の3種類がある。

2 弁護士会が提供する個別修習プログラムの概要

（1）プログラムの内容

弁護士会が提供する個別修習プログラムの内容は、弁護士会により様々であり、それぞれの弁護士会の実情に即した工夫が凝らされている。巻末資料11は、新61期で実施された弁護士会の個別修習プログラムの内容や応募状況をまとめた表であり、プログラムで取り上げられている内容を、表の左端に列挙している。これを見ると、「模擬裁判（民事・刑事）」「刑事弁護」「少年・子ども」「消費者問題」「労働」「倒産・再生・債権回収」「公設事務所・法テラス」「支部修習」等については、

多くの弁護士会で取り上げられている。

傾向としては、東京や大阪、横浜等、比較的規模の大きな弁護士会は、1つの分野ごとに1つのプログラムを設定し、その分野を扱う弁護士会の委員会が主体となって、1週間程度かけてプログラムを実施する例が多い¹⁴。

これに対し、中規模・小規模の弁護士会では、「弁護士会合同プログラム」とか「民事弁護」といった名称の1つのプログラムの中で複数の分野を取り上げるか（以下、そのようなプログラムを便宜上「総合型プログラム」と呼ぶ。巻末資料の表中では△印が付されている）¹⁵、個々の分野をそれぞれ1つのプログラムとするにしても半日～1日程度の講義中心のプログラムとなっている例が多い。また、公設事務所修習や支部修習、他事務所修習など、ホームグラウンドとは別の弁護士事務所での修習を主眼とするプログラムも多く取り入れられているほか、隣接士業の事務所で修習をするプログラムや、外部の企業、行政施設等に一定期間身を置いて修習するプログラムもある。

（2）履修状況

巻末資料11では、各プログラムにつき、受講人数と受講率（配属修習生数中、何名が受講したか）を記載し、受講率毎に色分けしている。受講者なし（又は応募者僅少で実施されず）のプログラムを深緑、受講率が10%を下回るプログラムを緑とし、逆に50%以上が受講しているものを黄色、75%以上が受講しているものを赤としている。

これを見ると、東京三会、大阪、愛知、札幌等の大規模会に緑色が目立ち、受講率が低い傾向が窺われる。受講率が低くなる原因は2つあり、1つは応募者数が少ないことであり、もう1つは設定された募集数自体が少な

14 大規模会の1つである愛知県弁護士会では、「刑事弁護」「少年事件」「家事事件」等のプログラムを設定しているが、東京や大阪のような委員会主体のゼミ形式のプログラムではなく、主として個別の弁護士事務所（それぞれの分野を専門的に取り扱っている事務所）に修習生を配属させる方法をとっている。

15 例えば、広島の場合は、「特殊事件深化コース」の中で「民事保全」「消費者問題」「労働事件」「成年後見」を、「不法行為深化コース」の中で「交通事故」「医療事故」等を扱っている。また、青森では、「民事弁護」の中で、「労働事件」「個人破産・再生」「倒産処理」保全事件」「交通事故」を扱っている。

いことである。この表からは明らかにならないが、東京三会や札幌、熊本の原因は前者が多く、大阪や愛知の原因は後者が多い¹⁶。

また、中規模会や小規模会では、総合型プログラムや三庁会共催の模擬裁判の受講率が高い傾向がある。特に模擬裁判については、そのプログラムがある期間は、三庁会いずれも他のプログラムを設定せず、全ての修習生が模擬裁判を受講できるように配慮する（事実上の選択必修とする）などの工夫が見られる。

3 選択型実務修習に対する修習生の意識、感想（アンケート結果）

巻末資料9の新61期修習生に対するアンケートのうち、選択型実務修習に関する部分を概観する。回答者数は、1811人中304人（17%）にとどまっており、このうち、A班（東京、大阪、さいたま配属）は112人（A班全体の14%）、B班（A班以外）は192人（B班全体の18%）であった。

（1）プログラムの履修状況

全国プログラムの履修者は304人中52人（17%）であり、うち16人が裁判所知財部、8人が法務省、26人が弁護士事務所でのプログラムを履修した。

自己開拓プログラムの履修者は304人中16人（5%）であり、プログラム提供先は、民間企業（銀行、保険会社、コンピューター関連）、NPO法人、県庁、税関、入管、公設事務所等であった。

個別修習プログラムは回答者全員が履修していたが、そのうち裁判所提供プログラムは206人（68%）、検察庁提供プログラムは137人（45%）、弁護士会提供プログラムは241人（79%）が履修していた。また、刑事模擬裁判は99人（33%）、民事模擬裁判は58人（19%）が履修していた。

（2）プログラムの選択理由

大別して、自己の興味、関心、未体験のものへの好奇心等を選択理由とするものと、能力不足を補い、実務や修習、二回試験に役立つことを選択理由とするものが多かった。

（3）有意義と感じたプログラム

多くの修習生が、自身が選択したプログラムのいずれかを有意義と感じたと回答しており、全て有意義との回答も少なからずあった。

全国又は自己開拓プログラムを選択した修習生のうち、それらのプログラムを有意義なプログラムとして選んだ修習生（「全て有意義」との回答を含む）は、全国では52人中27人、自己開拓では16人中9人と、いずれも半数を少し超える程度であった。

（4）今後新たに実施すべきプログラム

「特にない」とする回答が多数であったが、高裁・最高裁、他の配属庁会、企業内、刑務所内等での修習や、起案・二回試験対策プログラムなどの回答も見られた。

（5）選択必修

選択必修を設けることについては、肯定的な回答（「模擬裁判ならば可」「期間が短ければ可」など、条件付で肯定する者を含む）は124人、否定的回答は140名、その他（どちらとも言えない、無回答等）は40人であった。

（6）その他の意見・感想

選択型実務修習を高く評価する意見も少なくなかったが、特にA班の修習生からは、二回試験直前の実施時期について否定的な意見が多く出された。また、ホームグラウンド修習についての意見（最低1週間の縛りは不要、全期間ホームグラウンドも認めるべき、など）も多く見られた。選択型実務修習の意義を疑問視する意見もあり、選択型をやめて前期修習や集合修習を行うべきとする意見も相当数みられた。全国プログラムについては、募集

16 大阪の場合、多くのプログラムが、配属修習生数215人に対し、定員20人に設定されており、もともと狭き門になっている。愛知県も、前述のとおり、他事務所修習型プログラムが主流で、もともとの募集人数が少ない。

人員を増やして欲しいという意見が複数あった。

4 選択型実務修習の課題

選択型実務修習においては、司法修習生の多様なニーズに応えるためにも、幅広いプログラムの提供が望まれるところ、上記のとおり、各弁護士会とも創意工夫を凝らして選択型実務修習に取り組んでおり、修習生アンケートの結果を見ても、受講した修習生にとっては実りのある有意義なプログラムが提供されている例が多い¹⁷。

もっとも、いかに豊富なプログラムを準備しても、選択型実務修習が二回試験直前に実施されるA班では、修習生が極力プログラムを選択しないか、負担の軽いプログラムを選択し、ホームグラウンドを二回試験対策の勉強の場にしてしまっている傾向が見られ¹⁸、選択型実務修習が本来の制度趣旨通りには機能していない現状がある（A班問題）。現状の二回試験の不合格率と試験内容の適否については慎重に検討する必要があるにせよ、いずれにしても、試験である以上、修習生がこれを意識し、試験対策を講じようとするのを阻止するのは、現実的には困難である。

また、前期修習や導入研修がなくなり、基本的な法律文書の起案の機会を望む修習生が増えていることに対応し、起案講評中心のプ

ログラムを実施する弁護士会も増えているように思われるが、この点は、選択型実務修習ではなく、導入的教育を充実させて、文書作成の初歩的な講義を実施するのが本来の在り方であろう。その趣旨から、本稿では、選択型実務修習のうちの1か月（又は2週間）を、修習の冒頭に置き換え、統一的な導入研修を実施することを提案している。

A班問題を解消し、選択型実務修習を少しでも本来のあるべき姿に近づけ、実のあるものとするためには、A班B班の二班制を廃止し、全員が、選択型実務修習の後に集合修習を受けられるようにすることが最も望ましい。導入的教育の項で述べたことと重複するが、法曹養成課程を充実させ、実のある教育（修習）を施すことを最優先に考えたときに、採用人数の削減が必要であれば行うべきであるし、施設の拡充が必要であれば行うべきである。こうした抜本的な解決ができないなら、A班とB班の修習開始時期（実施時期）自体をずらし、A班の集合修習と二回試験が終わった後に、B班の集合修習と二回試験を行うなど何らかの対策が講じられるべきである。

IV 給費制の維持

これまで、司法修習生は、修習期間中、国庫から一定額の給与を受けていたが（給費制）、

17 この点、小規模会からは、マンパワーの不足から多種多様なプログラムの提供が容易ではないため、例えば弁連単位でのプログラムの提供はできないかといった意見も出されているが、現状では認められていない。小規模会の場合、大規模会に比べて、分野別弁護実務修習自体に多様性があり、修習生が幅広くいろんな経験を積んでいる可能性があり、選択型において、多種多様のプログラムを準備する必要性に乏しい面もあるのではないかと。そう考えると、修習地ごとにプログラムの充実度に差が生じていたとしても、それ自体は、あまり深く問題視すべきことではないように思われる。もっとも、選択型プログラムは、修習生の目線から、選択すべきプログラムが幅広く提供されることが望ましいと考えれば、プログラムの内容によっては、弁連単位で提供されるようなプログラムの選択肢があってもよいのではないかと思う。

18 例えば東京弁護士会の例では、新60期に比べて新61期は配属人数が増えたにも拘わらず、受講者（応募者）総数は減少しているし、ほとんどのプログラムが、定員に達していない（応募率が低い）。また、新62期では、受講者総数は増えているが、受講率が高いのは、1日や2日で終わる負担感の軽いプログラムであり、それ以外のプログラムの受講率は低い（民事模擬裁判も、177人中、15人しか応募がない）。この傾向は、東弁だけでなく東京三会に共通しており、三庁会合同の刑事模擬裁判に至っては応募者ゼロであった。東京三会ともに、プログラムは幅広く、内容も充実しているが、受講者が少ないため、全体としての教育効果は低いと言わざるをえない。また、東京では、選択型実務修習期間は、病欠等による欠席者数が増大する傾向も見られている。

2004年（平成16年）12月10日の裁判所法の改正により、2010年（平成22年）11月に採用される新64期修習生からは、これが廃止され、必要な者に対してのみ修習資金が貸与される制度（貸与制）に移行することが予定されている。

これに対しては、多くの弁護士会が反対の意見を表明しており、2010年（平成22年）1月15日現在、全国51の弁護士会のうち46の弁護士会から給費制の維持（貸与制の廃止）を求める意見書や会長声明等が出されている。日弁連も、修習における給費制の存続だけでなく、法科大学院における奨学金制度の充実等も合わせ、法曹養成課程全体を通じた経済的支援を求める提言（「法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援を求める提言」）を2009年（平成21年）11月18日に採択している。給費制廃止の問題点は多岐に渡るうえ、紙面の関係もあるため、本稿では、給費制の存続が修習における喫緊の課題となっていることを指摘するにとどめ、詳細は前記提言に譲ることとしたい。

[別表1]

配属庁	弁護士会	修習生数									弁護士数 H21.5現在	修習生1人あたり 弁護士数
		現60	新60	現61	新61	現62	新62	現63	新63	63合計		
		H18.4~	H18.11~	H19.4~	H19.11~	H20.4~	H20.11~	H21.4~	H21.11~	①		
東京	東京三会	248	273	137	352	111	355	91	317	432	13017	30.1
立川									24			
横浜	横浜	109			108		102		94	94	1024	10.9
さいたま	埼玉		67		72		71		72	72	482	6.7
千葉	千葉県	83		86			74		73	73	433	5.9
水戸	茨城県	34		36			30		28	28	152	5.4
宇都宮	栃木県	27			25		27		25	25	128	5.1
前橋	群馬	27			27		28		26	26	185	7.1
静岡	静岡県		28		28		30		29	29	306	10.6
甲府	山梨県	17		18			15		15	15	84	5.6
長野	長野県	19			20		20		19	19	155	8.2
新潟	新潟県		24		24		24		24	24	184	7.7
大阪	大阪	157	174	88	215	65	216	59	183	242	3401	14.1
京都	京都	79			81		77		74	74	457	6.2
神戸	兵庫県		74		71		75		73	73	591	8.1
奈良	奈良	27			27		27		24	24	129	5.4
大津	滋賀	24		27			24		23	23	92	4.0
和歌山	和歌山	27			27		27		26	26	103	4.0
名古屋	愛知県		103		100		100		94	94	1259	13.4
津	三重	27			27		26		26	26	114	4.4
岐阜	岐阜県	27		28		28			25	25	127	5.1
福井	福井	13			13		13		12	12	71	5.9
金沢	金沢	25			25		20		20	20	116	5.8
富山	富山県	10		10			10		9	9	69	7.7
広島	広島		61		61		61		60	60	384	6.4
山口	山口県	20			20		20		19	19	118	6.2
岡山	岡山	47		54			48		43	43	257	6.0
鳥取	鳥取県	6			8		8		8	8	49	6.1
松江	島根県		12		12		12		12	12	46	3.8
福岡	福岡県	103			83		88		81	81	822	10.1
佐賀	佐賀県		12		12		12		12	12	64	5.3
長崎	長崎県	23			24		23		23	23	112	4.9
大分	大分県	26		28		28			26	26	109	4.2
熊本	熊本県		30		30		30		28	28	177	6.3
鹿児島	鹿児島県		24		23		24		24	24	113	4.7
宮崎	宮崎県	20			20		20		20	20	86	4.3
那覇	沖縄		24		26		26		26	26	210	8.1
仙台	仙台		49		47		48		45	45	311	6.9
福島	福島県	16		19		20			18	18	122	6.8
山形	山形県	11			12		12		12	12	70	5.8
盛岡	岩手	15			15		15		15	15	73	4.9
秋田	秋田	17			16		16		15	15	63	4.2
青森	青森県	9			12		12		12	12	72	6.0
札幌	札幌	82			67		72		67	67	505	7.5
函館	函館	12		12		12			12	12	34	2.8
旭川	旭川		12		12		12		12	12	45	3.8
釧路	釧路	6			8		8		8	8	54	6.8
高松	香川県		24		24		24		25	25	121	4.8
徳島	徳島	17			18		18		18	18	68	3.8
高知	高知	20			20		21		21	21	69	3.3
愛媛	愛媛	27		28			23		24	24	123	5.1
	合計	1457	991	571	1812	264	2044	150	2021	2171	26956	12.4
	うちA班				639		896		957			
	うちB班				1173		1148		1064			
	旧・新合計	2448		2383		2308		2171				
二回試験受験者		1468	1055	642	1844	377	2067					
合格者		1397	979	609	1731	354	1992					
不合格者		71	76	33	113	23	75					
不合格率		4.8%	7.2%	5.1%	6.1%	6.1%	3.6%					
当該修習期の受験者		1453	986	569	1811	263	2044					
合格者		1393	927	549	1710	254	1974					
不合格者		60	59	20	101	9	70					
不合格率		4.1%	6.0%	3.5%	5.6%	3.4%	3.4%					
修習者の進路	裁判官	52	66	24	75	7	99					
	検事	71	42	20	73	11	67					
	弁護士	1204	839	532	1494	316	1693					
	その他	70	32	33	89	20	133					

…分野別実務修習終了後、選択型実務修習を経て集合修習を実施(新61期以降のB班)

…分野別実務修習終了後、集合修習を経て選択型実務修習を実施(A班)

※弁護士一括登録日における登録者数

	現60	新60	現61	新61	現62	新62	現63	新63	現64	新64	現65	現66	新65	
2006 (H18)	4												4	
	5	前期											5	
	6												6	
	7												7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11	分野別												11
	12		導入研修											12
	2007 (H19)	1												1
		2												2
		3												3
4			分野別										4	
5				前期									5	
6													6	
7		後期											7	
8													8	
9			選択型										9	
10													10	
11			集合										11	
12				分野別									12	
2008 (H20)	1												1	
	2												2	
	3												3	
	4				分野別								4	
	5					前期							5	
	6												6	
	7		後期										7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11												11	
	12				分野別								12	
2009 (H21)	1												1	
	2												2	
	3												3	
	4												4	
	5												5	
	6												6	
	7					後期							7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11												11	
	12												12	
2010 (H22)	1												1	
	2												2	
	3												3	
	4												4	
	5												5	
	6												6	
	7												7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11												11	
	12												12	
2011 (H23)	1												1	
	2												2	
	3												3	
	4												4	
	5												5	
	6												6	
	7												7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11												11	
	12												12	
2012 (H24)	1												1	
	2												2	
	3												3	
	4												4	
	5												5	
	6												6	
	7												7	
	8												8	
	9												9	
	10												10	
	11												11	
	12												12	

2004.7.2の「議論のとりまとめ」において、「法科大学院設立当初は、いわば実務への導入教育の成熟途上といえるので、当面、司法修習の1年間の課程の冒頭に、法科大学院における実務導入教育を補完するための教育を行うことが相当」とされ、「差し当たり1か月程度とし、状況を見ながら、期間、内容等を調整するのが適当である」とされたことを受け、新60期から1か月の「導入研修」が実施されることとなる

2006.11.9 最高裁司法修習委員会(第11回)
導入研修は「司法研修所教官と配属庁会の指導をより強化していくため」「集合形式での実施に代えて」、司法研修所教官を実務修習地に派遣し、実務修習地において実施されることが決定される

2007.6.18 最高裁司法修習委員会幹事会
新61期の導入的教育(教官派遣)の概要(教官室毎に1通の事前課題を出し、添削のうえ、2時間程度の講評を実施する)が明らかとなる

日弁連司法修習委員会
実務導入教育が不十分なまま実務修習が開始されることによる弊害を緩和すべく、民事・刑事の教材を作成し、全国の弁護士会に「冒頭修習」の実施を呼びかける

2008.11.12 司法研修所から日弁連司法修習委員会に対し、「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」が出される。
「従来の前期修習で行われていた訴状・答弁書の作成等...に関する初歩的な教育は、主に弁護実務修習の合同修習を通じて修得することが期待される」

2009.3.5 最高裁司法修習委員会より、「法科大学院における『民事/刑事 訴訟実務の基礎』の在り方について」が出される

2009.11.19~20
日弁連「事前研修」実施

2010年度旧司法試験日程
・短答式(5月)
合格発表(6月)
・論文式(7月)
合格発表(10月)
・口述(10月)
合格発表(11月)

遅くとも5月中旬までに合格発表を実施

現行66期の司法修習を、同65期の司法修習と一緒に実施する

現行65期の後期修習を新65期(B班)の集合修習と合わせる